

岐阜県公報

目 次

告 示

岐阜県税条例施行規則第十二条第三項に規定する自動車税に係る徴収金の収納事務 (税 務 課) 一

岐阜県税条例施行規則第十二条第二項に規定する自動車取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務 (同) 一

号 外 (四) 平 成 二 十 八 年 四 月 一 日

告 示

岐阜県告示第二百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十三年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所 ヤフー株式会社 東京都港区赤坂九丁目七番一号	指定代理納付者に納付させる歳入 自動車税	指定代理納付者に歳入を納付させる期間 平成二十八年五月六日から平成二十九年三月三十一日まで
---	-------------------------	--

岐阜県告示第二百四十五の二号

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）第十二条第二項に規定する自動車取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第五百五十八条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所 一般社団法人岐阜県自動車 会議所 岐阜市日置江二六四八番地 の二	委 託 内 容 自動車取得税及び自動車 車税の申告受付及び収 納事務	委 託 期 間 平成二十八年四月一日から 平成二十九年四月七日まで
---	---	---

平成二十八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社